

南島原市

障害者活躍推進計画

令和2年4月

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 機関名                     | 南島原市（市長部局及び教育委員会）   |
| 任命権者                    | 南島原市長、南島原市教育長   |
| 計画期間                    | 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）   |
| 本市における障害者雇用に関する課題       | <p>本市では、平成30年度の障害者雇用率の誤算定（消防団員を兼務している職員並びに非常勤職員を除外）により、平成29年度及び平成30年度の障害者任免状況通報書を再点検した結果、法定雇用率（2.5%）を下回ることとなった。（H29:2.11%、H30:2.18%）</p> <p>障害者の雇用状況としては、市長部局は法定雇用率を上回るものの、教育委員会では障害者雇用実績がなかったことから、平成31年度の非常勤職員の業務の見直し、再検討を行い、市長部局1名、教育委員会1名を雇用したことにより、令和元年6月1日時点の障害者任免状況通報書の雇用率は、法定雇用率（2.5%）を上回る2.58%となった。</p> <p>しかしながら、現在雇用している障害者の高齢化に伴い、定年退職を控えていることから、計画的な障害者の採用を行わなければ、法定雇用率を下回るため、障害者に限定した募集・採用を計画的に実施しなければならない。また、会計年度任用職員の制度開始に伴い、これまで以上に翌年度の人員把握に努め、障害者の雇用確保を進める必要がある。</p> |
| 目標                      |   |
| ① 採用に関する目標              | <p><b>【実雇用率】</b></p> <p>各年度：市長部局及び教育委員会を合算し当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>令和2年度 2.5%</p> <p>令和3年度 2.6%</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.58%</p> <p>※市長部局：2.95%、教育委員会：1.38%</p> <p>（評価方法） 毎年の障害者任免状況通報書により把握・進捗管理</p>  |
| ② 定着に関する目標              | <p>なし</p> <p>※本市では、正規職員の中途退職者の実績はない。今後、会計年度任用職員の離職状況について把握する予定。</p>   |
| 取組内容                    |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備      | <p>○障害者雇用推進者、障害者相談員として人事班長を選任。（令和元年11月21日に選任済）</p> <p>○職員の相談窓口を庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○市長部局及び教育委員会において、目標を達成するために連携を図る。</p>  |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、南島原市福祉課障害福祉班、県、労働局などの関係機関に相談しつつ、障害者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境     | <p>○相談窓口への相談のほか、現に働く障害者の意見を聞きながら、配慮等が必要なのかを把握する。</p> <p>○継続的に勤務できる職場環境の整備を検討していく。</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>整備・人事管理</p> | <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> |
| <p>4. その他</p>  | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>   |